

今の特集



1. 海外派遣者の介護保険料免除制度について
2. 中小企業両立支援助成金に新コース
3. 事業場外でのみなし労働時間制の動向
4. サービス業の労働災害防止に向けて

1. ご存知ですか？

海外派遣者の介護保険料免除制度

皆様の会社では海外派遣をされている従業員はいらっしゃいますか？

介護保険適用除外該当届が健康保険組合に受理されると、会社・従業員の両方の介護保険料がからない事をご存知でしょうか。

通常、40歳以上65歳未満で国内に居住する人が介護保険第2号被保険者となり、介護保険料がかかります。しかし、海外派遣の方は国内に居住している訳ではなく、介護保険のサービスを受ける事はできません。そのため、海外に転出した月から国内に居住していない期間、介護保険料が免除される制度があります。

届出には住民票除票の添付が必要です。従業員が出国前に、市役所で海外転出を行なって頂く必要があります。従業員が住所登録を国内に残したままでは介護保険料は免除されません。

なお、市役所では1年を超えて海外に居住される見込みの場合に海外転出を促しているようです。

また、健康保険組合に加入している特定被保険者(国内居住の40歳以上65歳未満の被扶養者がいる人)は海外に居住していても介護保険料がかかる場合がありますので、事前に健康保険組合に確認して下さい。



2. 中小企業両立支援助成金に新コース
(平成27年2月～)

従業員の仕事と家庭の両立や、女性の活躍推進に取り組む会社を応援する制度として、「両立支援等助成金」があります。その中の「中小企業両立支援助成金」に、平成27年2月より新しいコースができました。また、内容が一部見直され、助成金額が増えるコース、支給要件が緩和されるコースがありますのでご紹介します。

なお、ここでいう中小企業とは、次の表で「資本金又は出資額」か「常時雇用する労働者数」のいずれかを満たす会社です。

	資本金又は出資額		常時雇用者数
小売業(飲食店等)	5,000万円以下	ま た は	50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
その他の業種	3億円以下		300人以下

① 育児復帰支援プランコース(新コース)

育児復帰プランナー(※)の支援を受けて育児復帰プランを作成し、そのプランに基づき、従業員が育児休業を取得した場合に30万円、その後職場復帰した場合にさらに30万円が助成されます。

(※)育児復帰プランナーとは、育児復帰支援プランの作成および実施に関する雇用管理の知識を持ち、厚生労働省が委託する事業者が委嘱する人のことです。

② 代替要員確保コース(増額)

育児休業取得者の代わりとなる従業員を採用するなどし、育児休業を3ヶ月以上取得した従業員を原則元の職場に復帰させ、復帰後6ヶ月以上雇

用した場合に助成されます。

育児休業取得者1人当たり15万円から30万円に増額されます。

③ 期間雇用者継続就業支援コース(要件緩和)

期間の定めのある従業員が育児休業を6ヶ月以上利用した後、その従業員を原則元の職場に復帰させ、復帰後6ヶ月以上雇用した場合に助成されます。

今までは育児休業制度・短時間勤務制度・両立支援制度等の内容理解と利用促進のための研修の実施が要件の一つでしたが、育児休業終了日の翌日から起算して6ヶ月を経過する日が平成27年4月1日以降の場合、この研修の実施は要件から外れます。なお、平成28年3月31日までに育児休業を終了した従業員が対象です。

3. 事業場外でのみなし労働時間制の動向

最近、事業場外のみなし労働時間制(労働基準法38条の2)に対して、裁判所の判例の傾向が変わりつつあるようです。

みなし労働時間制とは、事業場外で働いた時間の算定が難しいときに、所定労働時間または通常必要とされる時間働いたものとみなす制度のことです。一般的には、営業マンや新聞記者など、会社外での活動が多い職種に適用される制度です。

平成26年1月24日の最高裁判決では、企画型旅行の添乗業務の従業員について、事業場外労働の適用が否定されました。事業場外の労働ではないとの判断により、会社が従業員に多額の「未払い残業代」を支払うという結果になりました。

最高裁は、旅行添乗員の事業場外の労働か否かの判断において、①旅行の日程表による具体的な業務の確定、②マニュアルによる具体的な業務内容の指示、③常時電源の入った携帯電話による指示・報告、④添乗日報による報告の義務付け、というファクターを挙げています。

この判例では、企画型旅行の添乗業務に限られていますが、上記4つのフ



クターは、営業職など他の職種においてもあてはまる場合が多く、拡大される可能性が十分にあります。

4. サービス業の労働災害防止に向けて

第三次産業において大小様々な労働災害の件数が、全国的に大幅に増加しています。

第三次産業とは、小売業などの商業、飲食店など接客娯楽業、保健衛生業、金融、広告、通信など、第一次と第二次産業に分類されない産業が全て該当します。

死傷災害(休業4日以上)で最も件数が多いのは、転倒災害です。そのため、厚生労働省も「STOP! 転倒災害プロジェクト2015」を平成27年1月に発足させ、職場環境の改善を行っています。

具体的には、社会保険労務士会をはじめ各業界団体に顧問先への指導の要請、都道府県労働局・労働基準監督署による指導強化を指示するなど、事業場が多い第三次産業への取組みに本腰を入れています。

皆様の職場においても、労働災害を防止するための安全衛生管理体制の見直し、安全衛生教育や健康管理の実施、作業場所に潜む危険の排除などの対策をご確認頂きますようお願い致します。

